報道提供資料 令和6年12月18日

課 名 文化財課

担当者 文化財保護係長 佐伯 匡芳(①) 埋蔵文化財係長 曻 耕司(②)

内線 5021、5023 直通電話 082-513-5021

広島県教育委員会 NEWS RELEASE

広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の実現

- ① 佛通寺 (三原市) の障壁画、広島県重要文化財指定へ
- ② 菅のムクノキ (尾道市)、広島県天然記念物の指定解除へ

広島県文化財保護審議会の答申を受け、次の文化財の指定等について、12月23日(月)の 教育委員会会議で審議する予定です。

① 県重要文化財に指定する予定の文化財(1件)

- 1 種 別 広島県重要文化財 (絵画)
- 3 員 数 29幅 8枚(納め箱 1合)
- 4 時代 16世紀末(納め箱 文化11年(1814))
- 5 所在地 福山市西町二丁目4番1号 広島県立歴史博物館(寄託)
- 6 所有者 宗教法人佛通寺 (三原市高坂町許山)
- 7 内容

佛通寺含暉院(三原市)の庫裡・客殿は、小早川隆景により慶長元年~2年(1596~97) にかけて修築され、本絵画のほとんどがその修築の際に納められた襖絵と考えられる。寺 伝によると「雪舟筆」とされ、現在は掛幅装 29 幅及びマクリ8枚となっている。

文化 11 年 (1814) に広島藩主・浅野斉賢により調製された本絵画の納め箱の蓋裏には、 襖絵を良好に保存するため襖から剥がして裏打ちを施したことや、襖の配置図などがも記 されており、本絵画の伝来状況が窺える。

本絵画は、これまでの調査研究により、作風や伝来状況などから雲谷等顔の作品とみなされている。代々毛利氏の御用絵師を勤めた雲谷派の祖である等顔は、雪舟の画風を継承し、室町時代と近世をつなぐ水墨画の名手とされる。本絵画は、筆触の柔らかさや、淡く金泥をはいた幽遠な空間描出などに優れた画技が認められるとともに、室町時代の古様な水墨山水図の様式や、等顔が学んだ狩野派の要素も見られ、等顔の初期様式を示す作品と評価されている。

以上より、本絵画は、製作優秀であることに加え、雲谷等顔の初期作として絵画史研究上の基準作となり得ること、地方に残る 16 世紀末に遡る障壁画として、一連の作品がほぼ復元可能な形で伝わる貴重な作例であることから、本県の文化史及び絵画史上、特に重要である。

写真 含暉院障壁画 (一部)

真体山水図 (琴棋書画図)







行体山水図









花卉図 (団扇形)



納め箱 (蓋裏墨書 部分)



② 県天然記念物の指定を解除する予定の文化財(1件)

- 1 種 別 広島県天然記念物
- 2 名 称 菅のムクノキ
- 3 員 数 1株
- 4 所在地 尾道市御調町大字菅字竹ヶ迫 10 番地のうち樹の根元を中心とする半径 13 メートルの円内の地域
- 5 所有者 個人
- 6 指定日 昭和59年1月23日
- 7 解除の理由

当該樹木は、樹高 24.38m、胸高幹囲 4.68mのムクノキで、県内有数の巨樹であり、熱帯雨林の樹種などに多く見られる板根がよく発達していることから、学術上貴重な資料として昭和59年1月23日に広島県天然記念物に指定されたが、令和6年7月18日に、倒壊した。

倒壊前の状態に復旧することは困難であった上、樹勢が非常に衰え、根の腐朽も進行しており、今後再生の見込みはほぼなく、尾道市道を塞いでいたことから、所有者の了解を得て、令和6年8月27日に尾道市御調支所により撤去された。

当該樹木は倒壊により指定理由の価値が失われたことから、広島県文化財保護条例第 37 条第1項の規定により、広島県天然記念物の指定を解除する。





広島県天然記念物菅のムクノキ 左…指定樹全体(平成28年時点) 上…倒木状況(令和6年7月)

県内所在 国指定·県指定文化財等件数一覧

令和6年12月23日現在

国 指 定 文 化 財								
		件数		<u></u>	別(種	類)	件数	合計
	建造物	7		1 =	77. (庄	/ / /	11 30	7
玉	絵画	2						2
	工 芸 品	16						16
宝	書跡・典籍・古文書	1						1
	小計	26						26
	建造物	59		建	道	数	45	104
	絵画	11		絵		画	52	63
							(+1)	(+1)
重	彫刻	43	重	彫		刻	94	137
安文	工芸品	61	重要文化	工	# #		55	116
重要文化財	書跡・典籍・古文書	20	化	書跡	• 典 籍		51	71
財	考 古 資 料	5		考	古	資料	18	23
	歴 史 資 料	5		歴	史	資 料	4	9
	小計	204		小		計	319	523
±		0		∕mr	11公 士	// H+	(+1)	(+1)
重	要無形文化財	0			形文	化財	2	2
重	要有形民俗文化財要無形民俗文化財	7		有形		文化財	5 67	12
重	<u> </u>	4		無形	民俗	文化財	67	71
	特別史跡 • 特別名勝	1						1
	特別史跡	1						1
	特別名勝	1						1
記	特別天然記念物	2	記					2
	史 跡	29		史		跡	125	150
念	名 勝	7	念	名		勝	6	13
物	天然記念物	15	物	天	然	記念物	114	129
	, , ,,,, He ,1,, 1/4		_				(-1)	(-1)
				名。	勝天然	記念物	1	1
	小計	56		/]		計	246	302
=r.							(-1)	(-1)
重	要伝統的建造物群	4		^		÷1	225	4
合 計 301 合 計						639	940	
国記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財							11	
国選定保存技術							2	
l .		登録有形文化財 (建造物)						311
国	登録文化財	登録有形民俗文化財						1
		登録記念物						3

^{※1} 網かけ部分が、今回付議する文化財に関係する部分である。

^{※2} 件数は、今回指定・解除をした後のものである。() は変更件数。

^{※3} 国登録有形文化財(建造物)には、答申後未告示の10件を含む。